

令和6年11月29日 招 集

令和6年第5回本市議会定例会議案

山形県村山市

付 議 事 件 目 次

1	議第62号	令和6年度村山市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について……………	3
2	議第63号	村山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について……………	6
3	議第64号	村山市子ども・子育て推進審議会条例の一部を改正する条例について…	7
4	議第65号	村山市定住促進住宅条例の一部を改正する条例について……………	8
5	議第66号	村山市水道事業給水条例の一部を改正する条例について……………	10
6	議第67号	村山市下水道条例の一部を改正する条例について……………	14
7	議第68号	村山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について……………	16
8	議第69号	令和6年度村山市一般会計補正予算（第8号）……………	別冊
9	議第70号	令和6年度村山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）……………	別冊
10	議第71号	令和6年度村山市水道事業会計補正予算（第2号）……………	別冊
11	議第72号	村山市総合計画基本構想の策定について……………	17
12	議第73号	財産の取得について……………	18

以上別紙のとおり

令和6年11月29日 提 出

村山市長 志 布 隆 夫

議第62号

令和6年度村山市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

提案理由

令和6年9月20日から大雨により生じた市道・林道の災害復旧及び浸水被害のあった事業所の支援並びに衆議院議員総選挙費に係る予算措置について、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分したものである。

専第7号

専決処分書

令和6年度村山市一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,121千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,208,601千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定により、上記のとおり専決処分する。

令和6年10月4日

村山市長 志 布 隆 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 県支出金		966,056	18,204	984,260
	3 委託金	63,581	18,204	81,785
21 繰越金		283,895	5,917	289,812
	1 繰越金	283,895	5,917	289,812
歳入合計		18,184,480	24,121	18,208,601

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		5,361,330	18,571	5,379,901
	4 選挙費	25,979	18,571	44,550
7 商工費		781,558	950	782,508
	1 商工費	781,558	950	782,508
11 災害復旧費		39,450	4,600	44,050
	1 農林水産業施設災害復旧費	21,950	3,700	25,650
	2 公共土木施設災害復旧費	17,500	900	18,400
歳出合計		18,184,480	24,121	18,208,601

議第63号

村山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

村山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

村山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年村山市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第11条の2の次に次の1条を加える。

(英語教育推進員の報酬)

第11条の3 第2条から第10条までの規定にかかわらず、市が設置する英語教育推進員として任用されるものの報酬は、月額350,000円を超えない範囲内において任命権者が別に定めるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

「英語教育推進員」を新たに設置することに伴い、報酬について規定するためこれを提案する。

議第64号

村山市子ども・子育て推進審議会条例の一部を改正する条例について

村山市子ども・子育て推進審議会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市子ども・子育て推進審議会条例の一部を改正する条例（案）

村山市子ども・子育て推進審議会条例(平成25年村山市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条」を「第72条第1項及びこども基本法(令和4年法律第77号)第13条第3項」に改める。

第2条中「第61条に規定する村山市子ども・子育て支援事業計画」を「第72条第1項に掲げる事務並びにこども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

村山市子ども・子育て推進審議会において、村山市こども計画の策定及び変更に関する調査、審議を行うことに伴い、所要の改正を行うためこれを提案する。

議第65号

村山市定住促進住宅条例の一部を改正する条例について

村山市定住促進住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市定住促進住宅条例の一部を改正する条例（案）

村山市定住促進住宅条例(平成23年村山市条例第9号)の一部を次のように改正する。
第2条に次の1号を加える。

- (5) ユニバーサルデザイン型住戸 ユニバーサルデザイン(年齢、性別、能力、国籍等にかかわらず、あらゆる人が利用しやすい設計)に配慮した改装を行った住戸をいう。

別表を次のように改める。

別表(第14条、第30条関係)

区分	家賃(月額)				駐車場使用料 (月額)
	1階の住戸及び2階から5階でエレベーターが設置されている住戸	2階から5階でエレベーターが設置されていない住戸	子育て世帯型住戸	ユニバーサルデザイン型住戸	
I	39,000円	34,600円	41,000円	50,000円	1区画につき 1,000円
Ⅱ—1	22,000円	19,900円	24,000円	33,000円	
Ⅱ—2	16,000円	15,000円	18,000円	27,000円	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

定住促進住宅北町団地の一部をユニバーサルデザイン型住戸に改修したことに伴い、規定の整備を行うためこれを提案する。

村山市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

村山市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

村山市水道事業給水条例(平成25年村山市条例第9号)の一部を次のように改正する。
第43条及び第44条を次のように改める。

(布設工事監督者の資格)

第43条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)
又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(次号において「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。)、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上

の実務に従事した経験を有する者

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であつて、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(水道技術管理者の資格)

第44条 法第19条第3項(第34条第1項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については3年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した(当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校の卒業者については2年6月以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については3年6月以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

水道法施行令等の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を緩和するためこれを提案する。

議第67号

村山市下水道条例の一部を改正する条例について

村山市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市下水道条例の一部を改正する条例（案）

村山市下水道条例(昭和62年村山市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第2項第2号中「専属」を「選任」に改め、「氏名」の次に「並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況」を加え、同条第3項第2号中「寄付」を「寄附」に、「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に、「住民票の写し」を「住民票、在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カードをいう。)又は特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。)の写し」に改め、同項第4号中「専属」を「選任」に、「責任技術者の」を「責任技術者に係る」に改め、「(以下「協会」という。)」を削る。

第6条の3第1項第1号中「責任技術者が1名以上専属している者である」を「営業所ごとに、責任技術者を選任している」に改める。

第6条の4の見出し中「排水設備工事」を削り、同条第1項中「指定工事店は」の次に「、営業所ごとに」を加え、「専属させなければならない」を「選任しなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、山形県内における他の営業所について兼任することを妨げない。

第6条の4第4項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国における「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づくアナログ規制の見直しの趣旨等を踏まえ、所要の改正を行うためこれを提案する。

議第68号

村山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例について

村山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例（案）

村山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年村山市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第17条を削り、第18条を第17条とする。

附則第2項中「(昭和32年村山市条例第22号)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

会計年度任用職員に係る条文及び文言の整理を行うためこれを提案する。

議第72号

村山市総合計画基本構想の策定について

村山市総合計画基本構想の策定について、村山市議会の議決すべき事件に関する条例(平成21年村山市条例第11号)第2条第1号の規定により、別冊のとおり、議会の議決を求める。

提案理由

次の世代に引き継ぎ・受け継がれる魅力あるまちを目指し、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、村山市総合計画基本構想の策定を提案する。

議第73号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

1 財産の表示

村山市大字楯岡字楯岡西地内 66筆（別紙一覧のとおり）

土地 41,872.04平方メートル

2 取得予定価格

133,565,841円

3 取得の相手方

土地所有者 35名

提案理由

新「道の駅」整備事業における用地を取得するにあたり、村山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に該当するためこれを提案する。

別紙一覽

所 在	地 番	地 目	面 積 (㎡)
村山市大字楯岡字楯岡西	8057-1	田	2, 001. 11
村山市大字楯岡字楯岡西	8058-1	田	1, 284. 43
村山市大字楯岡字楯岡西	8059	田	2, 524. 92
村山市大字楯岡字楯岡西	8072-1	田	2, 838. 76
村山市大字楯岡字楯岡西	8073	田	626. 26
村山市大字楯岡字楯岡西	8074	田	2, 984. 77
村山市大字楯岡字楯岡西	8075-1	田	2, 723. 73
村山市大字楯岡字楯岡西	8098-1	畑	997. 28
村山市大字楯岡字楯岡西	8098-2	畑	512. 39
村山市大字楯岡字楯岡西	8098-3	畑	517. 26
村山市大字楯岡字楯岡西	8098-4	畑	483. 18
村山市大字楯岡字楯岡西	8098-5	畑	286. 21
村山市大字楯岡字楯岡西	8098-6	畑	265. 45
村山市大字楯岡字楯岡西	8099-1	畑	515. 08
村山市大字楯岡字楯岡西	8099-2	畑	487. 41
村山市大字楯岡字楯岡西	8099-3	畑	267. 23
村山市大字楯岡字楯岡西	8099-4	畑	492. 43
村山市大字楯岡字楯岡西	8100-1	畑	460. 32
村山市大字楯岡字楯岡西	8100-2	畑	262. 97
村山市大字楯岡字楯岡西	8100-3	畑	883. 63
村山市大字楯岡字楯岡西	8101-1	畑	243. 68
村山市大字楯岡字楯岡西	8101-2	畑	271. 12
村山市大字楯岡字楯岡西	8101-3	畑	326. 90
村山市大字楯岡字楯岡西	8103-1	畑	249. 08
村山市大字楯岡字楯岡西	8103-2	畑	220. 24
村山市大字楯岡字楯岡西	8103-3	畑	104. 21
村山市大字楯岡字楯岡西	8103-4	畑	106. 15
村山市大字楯岡字楯岡西	8104-1	畑	327. 51
村山市大字楯岡字楯岡西	8104-2	畑	137. 55
村山市大字楯岡字楯岡西	8104-3	畑	300. 16
村山市大字楯岡字楯岡西	8104-4	畑	51. 06
村山市大字楯岡字楯岡西	8104-5	畑	303. 10
村山市大字楯岡字楯岡西	8104-6	畑	183. 01
村山市大字楯岡字楯岡西	8104-7	畑	393. 26
村山市大字楯岡字楯岡西	8105	田	1, 789. 15

別紙一覽

所 在	地 番	地 目	面 積 (㎡)
村山市大字楯岡字楯岡西	8106	田	1, 806. 73
村山市大字楯岡字楯岡西	8107	田	1, 930. 22
村山市大字楯岡字楯岡西	8108-1	田	462. 38
村山市大字楯岡字楯岡西	8108-2	田	1, 922. 02
村山市大字楯岡字楯岡西	8109-1	田	470. 26
村山市大字楯岡字楯岡西	8109-2	田	1, 188. 46
村山市大字楯岡字楯岡西	8111-1	畑	217. 46
村山市大字楯岡字楯岡西	8111-2	畑	206. 49
村山市大字楯岡字楯岡西	8111-3	畑	86. 88
村山市大字楯岡字楯岡西	8111-4	畑	1, 561. 63
村山市大字楯岡字楯岡西	8111-7	畑	279. 79
村山市大字楯岡字楯岡西	8111-8	宅地	366. 48
村山市大字楯岡字楯岡西	8102	雜種地	224. 15
村山市大字楯岡字楯岡西	8451-1	公衆用道路	1, 734. 31
村山市大字楯岡字楯岡西	8452-2	公衆用道路	257. 67
村山市大字楯岡字楯岡西	8453	公衆用道路	831. 60
村山市大字楯岡字楯岡西	8454-1	公衆用道路	262. 91
村山市大字楯岡字楯岡西	8454-2	公衆用道路	4. 49
村山市大字楯岡字楯岡西	8455	公衆用道路	278. 20
村山市大字楯岡字楯岡西	8456	公衆用道路	329. 55
村山市大字楯岡字楯岡西	8491-2	用悪水路	38. 18
村山市大字楯岡字楯岡西	8494-1	用悪水路	103. 10
村山市大字楯岡字楯岡西	8495	用悪水路	61. 36
村山市大字楯岡字楯岡西	8496	用悪水路	12. 50
村山市大字楯岡字楯岡西	8497	用悪水路	65. 48
村山市大字楯岡字楯岡西	8499-2	用悪水路	95. 77
村山市大字楯岡字楯岡西	8503	用悪水路	195. 95
村山市大字楯岡字楯岡西	8504	用悪水路	216. 31
村山市大字楯岡字楯岡西	8505-1	用悪水路	119. 88
村山市大字楯岡字楯岡西	8505-2	用悪水路	99. 66
村山市大字楯岡字楯岡西	8505-3	用悪水路	21. 17

新「道の駅」整備予定地位置図

至 新庄市



至 東根市